

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1 ヶ月未満で退職した場合 70%に相当する額

3 ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

2. 丙が、甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

有料職業紹介事業許可番号：12-ユ-301113